

令和8年5月8日

保護者 各位

岡崎市立翔南中学校
校長 小田 英宣

暴風警報および特別警報発表時の対応について（お願い）

岡崎市教育委員会からの指示を受け、みだしの件について下記のとおりお願いします。

記

1 台風等異常気象時の対応

(1) 「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合

○生徒の登校する以前に岡崎市に暴風警報・暴風雪警報が発表されている場合

- ア 午前6時までに警報が解除された場合は、平常どおり始業します。
- イ 午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時から始業します。
- ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、臨時休業とします。

上記ア、イの場合においても、道路の冠水、河川の増水、積雪等により、登校が困難と校長や保護者が認める場合は、該当生徒を自宅待機とし登校させないこともできます。

※災害発生時、発生前後における登校の可否の判断に際しては、学校が通学路の安全確認を行うとともに、状況に応じて家庭で判断することも必要となります。
※家庭で登校しないことを判断した場合、オンライン欠席連絡でご連絡ください。

○生徒の登校後に岡崎市に暴風警報・暴風雪警報が発表された場合

- ア 気象・交通機関及び通学路の状況等から生徒を安全に帰宅させようと判断したときは、授業を中止して速やかに下校させます。
- イ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該生徒の安全を校内において確保します。必要があれば、保護者へ迎え等を依頼します。

(2) 「特別警報」が発表された場合

○生徒の登校する以前に岡崎市に特別警報が発表されている場合

- ア 生徒を登校させません。
- イ 特別警報解除後も、学校は災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、生徒は安全に登校できると判断できるまでは、登校しません。

○生徒の登校後に岡崎市に特別警報が発表された場合

- ア 生徒の生命及び安全を確保するため、学校留め置きとします。また、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集を行います。
- イ 生徒を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させません。

(3) 防災気象情報「大雨・河川氾濫・土砂砂外・高潮」が発表された場合

種類	生徒の登校する以前	生徒の登校後
レベル5「特別警報」	自宅待機	学校留め置き 校内の高い場所または崖から 離れた場所に移動
レベル4「危険警報」	自宅待機	学校留め置き 校外の避難場所への移動 保護者への引き渡し等
レベル3「警報」	平常授業	平常授業
レベル2「注意報」	平常授業	平常授業

(4) 「暴風警報」「暴風雪警報」及び「特別警報」等が発表されていないが、大雨等により土砂災害、河川氾濫など、生徒の安全確保に困難が予想される場合

- ア 校長は、学校周辺の災害状況等を踏まえて判断し、休業や授業の中止を決定します。
- イ 校長は、生徒が居住する地域の災害状況等により、安全に登校できないと認める場合は、該当生徒を自宅待機とし登校させません。
- ウ 校長は、学校周辺及び生徒が居住する地域、または通学路の災害状況等により、安全に帰宅できないと認める場合や、通学距離等により帰宅が困難と認める場合は、当該生徒を校内待機とし下校させません。必要があれば、保護者へ迎え等を依頼します。
- エ 生徒の登校については、各家庭の周辺の状況等を確認の上、保護者の可否判断も必要です。登校が難しい場合は、登校を見合わせる旨と理由を学校へ連絡し、居場所を明らかにしてください。

※早帰りやお迎えを依頼する場合、配信メールやホームページでご連絡します。
◎電話回線確保のため、電話での学校への問い合わせはご遠慮ください。

〈登校前に警報が発表された場合〉

発表・解除時	暴風警報・暴風雪警報	特別警報	その他の場合
午前6時 までに解除	通常どおり登校	登校しない ※解除後 安全確認後、配信メール・ ホームページにて授業開 始時刻を連絡（それまで は登校しない）	大雨や河川の増水等によ り、登校が困難と、校長・ 保護者が判断した場合は 登校しない ※配信メール・ホームペー ジにて各家庭に連絡 ※保護者は、オンラインで 学校に連絡
午前11時 までに解除	午後1時から授業開始		
午前11時 以降に解除	臨時休業（登校しない）		

〈登校後に警報が発表解除された時〉

発表・解除時	暴風警報・暴風雪警報	特別警報	その他の場合
発表中	安全に帰宅させ得ると校長が判断した場合 ⇒職員が付き添って一齐下校 危険が認められる場合 ⇒校内待機 ※必要に応じて保護者に迎えを依頼	即刻授業を中止し、最善の対応を迅速に行う ・学校留め置き ・校内の高い場所または崖から離れた場所へ移動 ・外部避難場所へ移動 ・保護者への引き渡し	安全に帰宅できない、距離等により帰宅困難と認める場合 ⇒該当生徒を校内待機 ※必要に応じて保護者に迎えを依頼
解除後		気象・通学路の安全が確認できるまで下校させない	

2 地震発生時及び「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の岡崎市の学校における授業等の取扱いについて

(1) 事前に情報がない状態で地震が発生した場合

○生徒が在宅時に震度5弱以上の地震が発生した場合、学校は臨時休校となります。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

○原則として、通常どおりの教育活動を行います。

○校外活動については、発表後に出発する場合は、一時見合わせ、校外で活動中の場合は、いつでも帰校できるよう準備します。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

○原則として、通常どおりの教育活動を行います。

○校外活動については、発表後に出発する場合は、一時見合わせ、校外で活動中の場合は、いつでも帰校できるよう準備します。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

○生徒の安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、生徒等を速やかに帰宅させます。

○校外活動については、発表後に出発する場合は、延期（中止）します。校外での活動中の場合は、速やかに帰校します。

○部活動については、実施しません。

○校長は、学校立地条件（土砂災害警戒区域なども含む）や生徒等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、臨時休校とすることができます。

※安全確保や今後の学校運営に関わる協議等のため、休校とすることもあります。

(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合

○通常どおりの教育活動を行います。